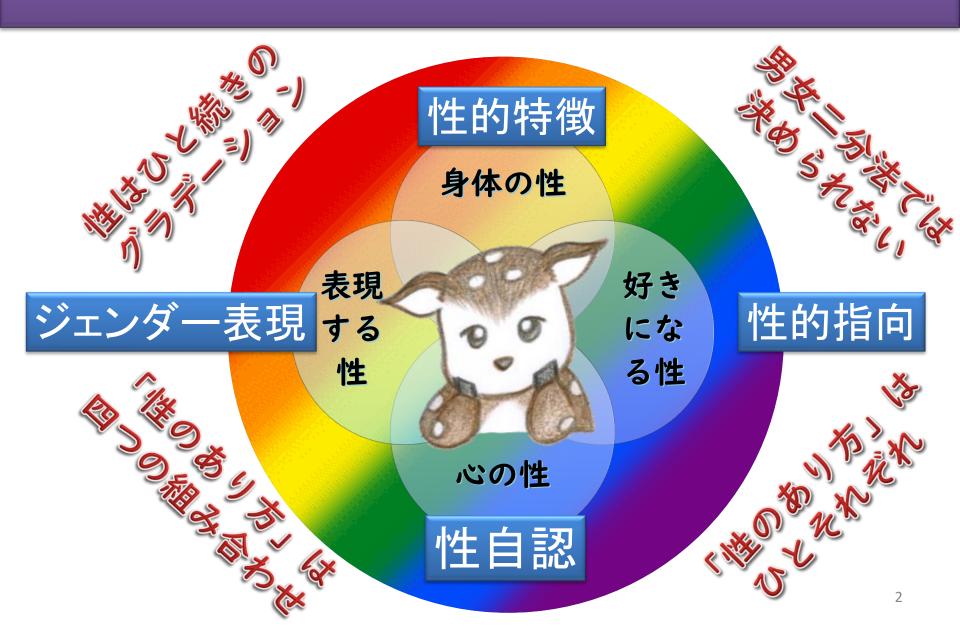


2020年11月18日

- I. LGBT & SOGI
- 2. 生駒市の取組
- 3. 同性パートナーシップ証明制度

三成 (奈良女子大学)

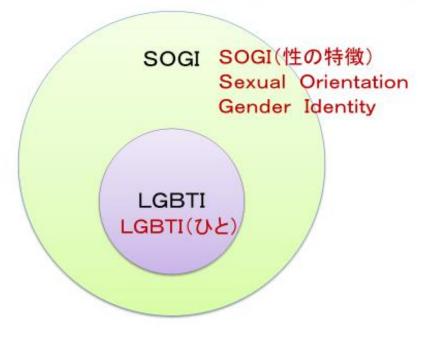
I. LGBT & SOGI



LGBTと SOGI

SOGI(YS)

「SOGI (ソジ)」とは、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の頭文字です。



- 【Q】「SOGI (ソジ)」と「LGBT]の関係は?
 - ●SOGI=すべての人に関わる「性の特徴(性のあり方)」
 - ●性的指向=異性愛・同性愛・両性愛など
 - ●性自認=シスジェンダー・トランスジェンダー
 - ●LGBT=「性の特徴」が多数者(典型的な性の特徴をもつ人々)とは 異なる人々(いわゆる「性的マイノリティ」)
 - ●同性愛者・両性愛者・トランスジェンダーの人びと

人口比?

- LGBTの人びとの割合について公的な全 国調査はない。
- LGBTAは3.3%、Qを含めて8.2%(大 阪市2019年)という数値が現時点では もっとも信頼度が高い
- →ポイントは「Q」が多いということ。
- ・8.9%(電通2018年)、8%(連合2017 年)はWEB調査結果であり、これらも LGBTAQの数値である。

オリンピック憲章(2014年~)

- オリンピック憲章
- ・ 6. このオリンピック憲章の定 める権利および自由は人種、 肌の色、性別、性的指向、言 語、宗教、政治的またはその 他の意見、国あるいは社会の ルーツ、財産、出自やその他 の身分などの理由による、い かなる種類の差別も受けるこ となく、確実に享受されなけ ればならない。

きっかけ

ロシアでは、2013年6月に 「未成年者に向けた非伝統的 な性的関係に関するプロパガ ンダ」を刑罰の対象にする法 律が成立しました。違反すれ ば、外国人も含め誰でも処罰 されます。



自治体の取組

- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」2018年)
 - 第二章多様な性の理解の推進
 - (趣旨)第三条 都は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。
 - (性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)第四条 都、都民及び事業 者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 性別記載欄の削除
 - 自治体が発行する公文書
 - 総務省は印鑑登録証明書や住民票記載事項証明書、投票所入場券に性別記載欄はなくてもよいと通知し、いくつかの自治体が公文書の性別記載欄を見直しはじめた(2019年に大阪府、大阪市は全面見直しを実施)。
 - 公立高校の入学願書
 - 大阪府と福岡県が2019年春入試から入学願書の性別記載欄を廃止。神奈川県・熊本県・徳島県は2020年春入試から廃止を検討。

| 用語 | 意味 |
|--------------------------|--|
| 性的指向 | 好きになる性や性的対象が誰であるかを表す概念 |
| ヘテロセクシュアル | 異性愛者 |
| レズビアン(L) | 女性同性愛者(女性として女性が好きになる人) |
| ゲイ (G) | 男性同性愛者(男性として男性が好きになる人) |
| バイセクシュアル (B) | 両性愛者(好きになる対象が女性・男性の両性である人) |
| パンセクシュアル(P) | 汎性愛者(特定の性的指向や性自認に関係なく、幅広い対象に恋愛 感情や性的欲望を抱く人) |
| アセクシュアル(A) | 無性愛者(誰に対しても恋愛感情や性的欲望を抱かない人) |
| 性自認 (ジェンダー・アイ デンティティ) | 「私は女(男)である」といったジェンダーに関わる自己の感覚・ 認識 |
| シスジェンダー | 性自認が出生時に割り当てられた性別と一致する人 |
| トランスジェンダー(T) | 性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人 |
| 性別不合・性別違和 (性同一性障害GID) | トランスジェンダーの中で医療(性別適合手術・ホルモン療法など)が必要な人が、診断基準を満たすとつけられる診断名(現在、 国際的には「性同一性障害」という語は用いない) |
| Xジェンダー(X) | 出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないという 性別の立場をとる人 |
| クエスチョニング (Q) | 性自認が一定でない人、自分の性を固定的にとらえたくない人 |

| 用語 | 意味 |
|------------------------------|---|
| 性的特徴 | 生物学的・解剖学的特徴(出生時の外性器の形態など) |
| インターセックス(I) 性分化疾患(DSDs) | 性に関する身体の発達(性分化)の相違・特徴をさし、疾患ではない。治療が必要な場合に、医学的には「性染色体、性腺、または解剖学的性が否定形である先天的状態」を「性分化疾患」とよぶ。国連や欧米では、「インターセックス」という語が用いられる場合もある。 |
| ジェンダー表現 | 言葉遣いや服装、行動様式などに表現される「らしさ」 |
| 異性装(クロスドレッサー /トランスヴェスタイト) | ジェンダー表現の一つとして、文化的に自らの性役割に属すると される服装をしないこと。 |
| アライ | LGBTの置かれた状況を理解し、その状況を改善するために、自 分事として行動できる支援者・仲間 |
| カミングアウト | 自分が性的マイノリティ当事者であることを自分の意思で他者に 伝えること。 |
| アウティング | 他者のセクシュアリティをその人の同意なしに第三者に伝えること。重大なハラスメント行為である。 |

2. 生駒市の取組

- ・ 生駒市人権施策に関する 基本計画(第2次)(案)2019年3月
- https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000 /725/kihonkekakuan.pdf
- 基本的な考え方 | 基本計画策定の背景及び動向
- ・ 生駒市の2005 (平成 | 7) 年に「生駒市人権施策に関する基本計画」が策定されてから | 0年以上が経過しました。 (中略)
- ・ このような状況を踏まえ、国においては2005(平成17)年10月に「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が、2013(平成25)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、続いて2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が制定されました。
- 奈良県においては、2015(平成27)年3月に「奈良県障害のある 人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」など人権に係る 条例の制定、関連計画の策定などが進められました。
- ・ また、生駒市においても、2008(平成20)年2月「生駒市男女共 同参画都市宣言」を、同年4月「生駒市男女共同参画推進条例」を 制定するなど人権問題に係る取組を進めてきました。(中略)
- 2018 (平成30) 年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がないままに人権問題が生じる事例も増加しています。このような変化する社会的背景を踏まえ、人権教育及び人権啓発の必要性はますます増しています。
- そこで、これまでの取組をさらに進化させるとともに、人権に係る 新たな課題に対応するため、「生駒市人権施策に関する基本計画 (第2次)」を策定することとしました。

7 計画の体系

計画の基本理念を踏まえ、以下の3つの人権施策の推進方向のもと、分野別人権施策の推進を図ります。

市民憲章

人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。

な 個 化 の創造

(1) 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進
 - 学校教育
 - 社会教育
 - 家庭教育
 - ・地域での交流促進(高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など)
 - ・事業所に対する啓発
 - ・さまざまなハラスメント
- 相談・支援の充実
 - 相談体制の充実(総合相談体制、人材の育成・確保)
- 〇 NPO・ボランティア活動への支援

(2) 分野別人権施策の推進

- 〇 女性
- 子ども
- 〇 高齢者
- 〇 同和問題
- 〇 在日外国人
- 犯罪被害者とその家族
- インターネット等による人権侵害
- O LGBTなどの性的少数者
- さまざまな人権問題

人権施策実施プログラムで推進

9 LGBTなどの性的少数者

現状と課題

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向を持つ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTとも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉として SOGI*という呼称も使われています。なお、我が国では人口の約8%が性的少数者であると推定されています。

性的少数者の人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも 就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感を持ってい ても、家族や友人に言うことなく、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあ り方を理由とする偏見・差別を受けるなどさまざまな問題が発生しています。

我が国では、同性カップルの婚姻が法的に認められておらず、住宅の契約や病院で の面会が拒否されるなどといった問題など困難を強いられています。

人権に関する市民意識調査によると、「性同一性障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が25.3%、身近にある人の割合が6.2%と前回調査(平成25年度)に比べ、それぞれ16.6ポイント、4.6ポイント増加しており、性同一性障がい者に関する問題についての関心が高くなっています。

また、「性的指向(異性愛、同性愛、同性愛など)に関する問題」に関心がある人の割合が23.6%、身近にある人の割合が5.3%と前回調査に比べ、それぞれ16.9ポイント、4.2ポイント増加しており、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛など)に関する問題についての関心も高くなっています。

また、「さまざまな性に関する人権について(性同一性障がい者、同性愛者など)」 特に理解を深めたい人が96%と前回調査に比べ3.5 ポイント増加しています。

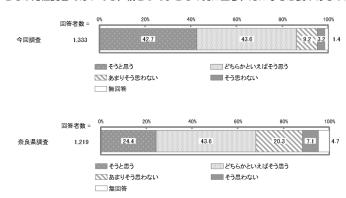
さらに「自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」の割合が86.3%、「同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」の割合が75.2%、といずれも県平均より高くなっており、性的少数者に対する理解は進んでいる傾向にあります。

このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見 や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。また、LGBT などの性的少数者への社会的な関心が高まっており、この問題に関する正しい理解を 深め、偏見や差別をなくすことが必要です。 また、学校においては、2015 (平成27)年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、LGBT などの性的少数者の児童・生徒への対応を求めています。

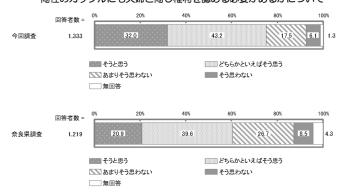
※ SOGIとは

Sexual Orientation (性指向) & Gender Identity (自分の性別の認識) の頭文字の組み合わせで、LGBT がレズピアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対して、SOG I は「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という私たちが共有する「性的な状態」を指します。

子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要があるかについて



同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要があるかについて



方向性

ア 支援体制の構築

誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社 会が望まれています。

LGBT などの性的少数者が置かれている状況の把握に努め、その対応のための 仕組みづくりの検討を進めます。また、多様な性のあり方を理解するための講演 会やイベントの開催、啓発資料の配布等により市民や企業等への啓発に取り組み ます。

さらに、当事者が安心して相談できる体制づくりや、必要に応じて医療機関や 民間団体など関係機関と連携を取れる仕組みづくりを進めます。

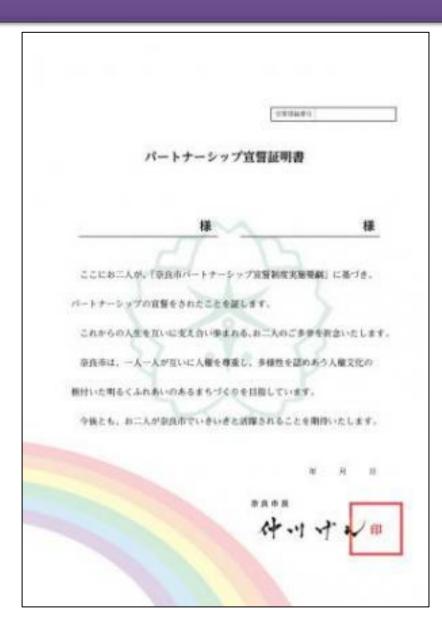
学校においては、教職員への研修等により性的マイノリティについての理解を 深め、悩みや不安を抱える児童・生徒に対する相談・支援体制を充実します。ま た、日頃から多様性を尊重する心を育む人権教育を推進します。

イ 啓発事業の推進

LGBT などの性的少数者に対する偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消するとともに、正しい理解を深めるための人権教育講座「山びこ」などの人権教育及び啓発活動を推進します。

また、社会的な存在として、家族として尊重し認める「同性パートナーシップ 制度」について、調査、検討を行います。

3. 同性パートナーシップ証明制度







奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

- (趣旨)第 | 条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例(平成2 | 年奈良市条例第 | 9 号)の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- ・ (定義)第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (I)性的マイノリティ
- 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)が異性愛のみでない者又は性自認(自己が認識している性別をいう。)が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ
- 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3)宣誓
- パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- ・ (宣誓の対象者の要件)第3条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。
- (I)民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2)住所について、次のいずれかに該当すること。ア双方が市内に住所を有していること。イー方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。ウ双方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。
- (3)配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者で同居している者を含む。)がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4)宣誓をしようとする者同士が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。)でないこと。(宣誓の方法)第4条宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(別記第2号様式。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

同性パートナーシップ証明制度を導入している*)* 導入予定の自治体一覧(2020年11月1日現在)

- ・ ◎導入済み
- 2015年 東京都渋谷区、東京都世田谷区
- 2016年 三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、
- 2017年 北海道札幌市
- 2018年 福岡県福岡市、大阪府大阪市、 東京都中野区、

同性カップルらを「パートナーシップ」として公認する制度を2020年度末までに少なくとも2府県と全国67市区町が導入し、総人口の3割超(計約4025万人)が住む自治体をカバーする見込み。

- 2019年 群馬県大泉町、千葉県千葉市、熊本県熊本市、東京都府中市、大阪府堺市、神奈川県横須賀市、岡山県総社市、神奈川県小田原市、大阪府枚方市、東京都江戸川区、東京都豊島区、栃木県鹿沼市、宮崎県宮崎市、茨城県、福岡県北九州市、愛知県西尾市、長崎県長崎市、兵庫県三田市、大阪府交野市、神奈川県横浜市、大阪府大東市、神奈川県鎌倉市
- 2020年 香川県三豊市、兵庫県尼崎市、大阪府、埼玉県さいたま市、東京都港区 、東京都文京区、神奈川県相模原市、神奈川県逗子市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、奈良県大和郡山市、奈良県奈良市、香川県高松市、徳島県徳島市、福岡県古賀市、宮崎県木城町、愛知県豊明市、埼玉県川越市、兵庫県伊丹市、兵庫県芦屋市、岡山県岡山市、神奈川県川崎市、神奈川県葉山町、三重県いなべ市、大阪府富田林市、兵庫県川西市、京都府京都市、大阪府貝塚市、埼玉県坂戸市、東京都小金井市、埼玉県北本市、栃木県栃木市、千葉県松戸市
- ◎導入予定:千葉県習志野市(2020年度をめどに)、兵庫県明石市(2020年度に)、広島県広島市 (2020年度の早い時期の導入を目指す)、神奈川県藤沢市(2021年4月開始を目指す)、千葉県浦安 市(2020年度内)、京都府亀岡市(2020年度中)など。

同性パートナーシップ証明

同性パート ナーシップ 証明制度

- ・日本の自治体で2015年以降導入されている制度
- · 自治体の住宅入居・差別禁止について企業への協力 など

同性パートナー シップ法(シビ ルユニオン)

- ・法律(欧米):生活パートナーシップ(ドイツ)・ パックス(フランス)
- ・婚姻とほぼ同一の権利を保障(ただし登録が必要)

同性間の婚姻

- ・法律(欧米):世界初はオランダ(2001年)
- ・異性間の婚姻とまったく同等

主な参考文献

提言

性的マイノリティの権利保障をめざして ―婚姻・教育・労働を中心に―



平成29年(2017年)9月29日 日本学術会議

法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会 提言

性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ) ―トランスジェンダーの尊厳を保障するための 法整備に向けて一

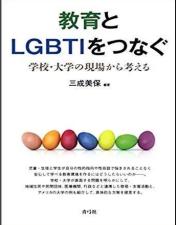


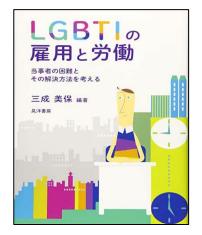
令和2年(2020年)9月23日 日本学術会議

法学委員会

社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会







左: http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf

右: http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf